## 基本目標3:あらゆる暴力の根絶

課題(1)DVなどのあらゆる暴力の根絶への意識啓発

| 施策の方向  | 主な取組                         | 平成24年度事業実績   |   | 平成24年度事業評価   | 今後の展望   | 担当課   |
|--|------------------------------|--|---|--|---|-------|
| ●家庭・学校・職場力を<br>はにおけるための意識啓発<br>・地域を<br>防止するための | ①学校におけるDVを許さない人権教育の推進        | ・入間市要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、関係機関との連携・情報交換を行い、必要に応じてケース会議を開催し、学校への支援を行った。       | 4 | 入間市要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、関係機関との連携・情報交換を行い、必要に応じてケース会議を開催し、学校への支援を行うことができた。 | 関係機関との連携のさらなる強化を図り、学校が必要としている支援を適時に、<br>適切に行うことができるようにする。 | 学校教育課 |
|  | ②DVの現状・DV防止法の<br>周知          | ・DVリーフレットの作成<br>・DV防止講座の開催延べ参加者<br>数213名                                     | 5 | 西部地域まちづくり協議会男女共同参画部会で啓発用リーフレットを作成した。また、民生委員に対する全体研修会に協力した。                 |   | 自治文化課 |
|  |                              | ・窓口にDV防止のリーフレット類を設置。<br>・相談者に対し、DVの現状やDV<br>防止法などを周知                         | 3 | 相談者に対してのみのDV防止の意識<br>啓発にとどまった。   | 男女共同参画推進センターと連携を図る。                                       | 児童福祉課 |
|  |                              | ・埼玉県教育委員会等関係諸機関から配付される資料を全家庭に提供することで、DV防止について意識啓発を図る。                        | 4 | 埼玉県教育委員会等関係諸機関から配付される資料を全家庭に提供することで、DV防止について意識啓発を図ることができた。                 |   | 学校教育課 |
|  | ③セクシュアル・ハラスメント<br>防止、DV防止の啓発 | ・新規採用職員研修(後期)(セクシュアル・ハラスメントの防止) 17<br>名受講<br>・主任研修 I (セクシュアル・ハラスメントの防止) 7名受講 | 5 | 概ね所期の目標は達成できたと考える。   | 今後も継続して取り組んでいく。   | 職員課   |
|  |                              | 実績なし   | 1 | 企業に対し、セクシュアル・ハラスメント<br>防止、DV防止について啓発することがで<br>きなかった。                       |   | 商工課   |

課題(2):DV被害者への支援体制の充実

| 施策の方向           | 主な取組                                    | 平成24年度事業実績   | 平成24年度事業評価 |   | 今後の展望   | 担当課    |
|-----------------|---|--|------------|---|---|--------|
| 護・自立支援と関係機関との連携 | ①女性悩みごと相談と市民<br>相談窓口等の連携強化・関<br>係機関との協力 | ・庁内組織の設置   | 5          | 以前から関係課と情報の共有に努めてきたが、更に進んでDV対策庁内連絡会議を設置することができた。  | 今後はDV対策庁内連絡会議を活用し、情報の共有や対応についての認識の<br>共有を進めることにより被害者支援の充<br>実を図っていく。    | 自治文化課  |
|                 |   | ・一般相談(毎日)<br>・法律相談(月5回)<br>・人権相談(月2回)<br>・心配ごと相談(毎週木曜日)  | 4          | 市民相談室での各種相談や関係部署<br>との連携による適切な相談窓口の紹介を<br>行い、相談者にとって必要な相談を受け<br>てもらうことができていたと考える。         |   | 市民生活課  |
|                 | ②被害者への相談窓口の<br>充実                       | <ul><li>・面接相談41回</li><li>・電話相談44回</li><li>・法律相談10回</li><li>DV関係の相談53件</li><li>・DV相談担当者研修</li><li>・DV相談事例への対応研修</li></ul> | 5          | 女性の悩みごと相談を実施することにより、女性の悩みを軽減するための一助となっていると考える。<br>DVに関する相談も増加傾向にあるため研修を受講し、担当者の資質向上に努めた。  |   | 自治文化課  |
|                 |   | ·DV相談件数(実人数) 63件   | 5          |   | 引き続き、被害者に対する相談窓口の<br>充実を図っていく。また、今後は被害者<br>の自立に向けた庁内の支援体制の整備<br>が必要である。 | 児童福祉課  |
|                 |   | ・H24.10に障害者虐待防止法が施行されたことにより、虐待防止センターを障害福祉課に設置し、職員は県の研修等に参加した。また、相談支援センターりぼんの職員も同研修に参加した。                                 | 3          | 障害者虐待防止に関する周知や普及<br>啓発はまだまだできておらず、今後の課<br>題である。しかしながら、虐待に関する相<br>談や通報等は少しずつだが増えてきてい<br>る。 | 連携し、安心して相談ができるように相  | 障害福祉課  |
|                 |   | ・高齢者の総合相談事業等において高齢者虐待が発生した場合の相談窓口等の普及啓発を図った。   | 4          | 高齢者虐待が疑われたケースで警察、各地域包括支援センター、高齢者福祉課に連絡がなされ、各機関が連携して被害者へ必要な支援がなされた。                        |   | 高齢者福祉課 |
|                 | ③被害者への生活支援の<br>充実                       | 実績なし   |            | 該当する案件なし  | 生活保護受給者がDV被害を受けた場合、また、DV被害者を扶養義務者から<br>隔離するため生活保護受給者となった場合等適切な対応をする。    | 生活福祉課  |
|                 |   | ・生活保護の相談や貸付窓口に<br>繋ぐ。  | 3          | 生命や身体に危害を及ぼす恐れがあるDV被害者の自立支援や女性の悩みを解決するための情報提供などを行った。                                      | 引き続き、被害者に対する相談窓口の<br>充実を図っていく。  | 児童福祉課  |

| ī                 | rh /丰 / \  |   | 4-1   | [호호 컨 + 뉴 /  |        |
|-------------------|--|---|---|--|--------|
|                   | 実績なし   |   | なし  | 障害者支援施設や短期入所事業所等と連携し、虐待による一時保護のための居室の確保に努めるとともに、被害者が地域で自立した生活が送れるよう、相談支援センターりぼんと連携し、情報提供や適切な支援等を行っていく。 | 障害福祉課  |
|                   | ・高齢者虐待が疑われる方に対して必要に応じて生活支援に関する助言等を行った。   | 4 | 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が中心になって生活支援を行うことができた。  | 地域包括支援センターや関係機関と連携して生活支援の充実をめざす。   | 高齢者福祉課 |
| ④被害者への健康支援の<br>充実 | ・乳幼児健康診査、訪問等での<br>早期発見及び疑いのある者の把握。その後は、訪問、電話相談で<br>の健康支援やケースにより関係<br>各課、機関との連携した支援に<br>て対応を行う。 | 5 | 目標に向け、他市町村及び関係各課・機関と連携を図り、疑いのある者の把握及び早期発見に努め支援を行っている。<br>基本目標の数値目標達成に向け効果があったと考える。  | 目標に向け、今後も引き続き他市町村<br>及び関係各課・機関と連携を図り、疑い<br>のある者の把握及び早期発見に努め支<br>援を行っていくとともに、目標に向け更に<br>充実できるように努めて行く。  | 親子支援課  |
|                   | 実績なし   |   | 平成24年度は、DV被害者への対応がなかった。   | DV被害者については、速やかに健康<br>相談や心のケアを行い、支援していく。  | 健康福祉課  |
| ⑤被害者への就労支援の<br>充実 | 実績なし   |   | 被害者からの相談はなかった。  | 男女共同参画推進センター・児童福祉課との協力。<br>ハローワーク・女性キャリアセンター等への紹介を行う。  | 商工課    |
|                   | ・ハローワークからの情報を提示  | 3 | 生命や身体に危害を及ぼす恐れがあるDV被害者の自立支援や女性の悩みを解決するための情報提供などを行った。  | 引き続き、被害者に対する相談窓口の<br>充実を図っていく。   | 児童福祉課  |
| ⑥被害者への住宅支援の<br>充実 | ・DV被害者からの市営住宅入居<br>相談及び入居の実績なし。  | 3 | 入居者の資格として含まれているが、<br>常に入居可能な住宅を用意しているもの<br>ではない。  |  | 営繕課    |
| ⑦被害者に関する個人情報の保護   | ・被害者からの申し出により対応  | 5 | 市民課では、住民基本台帳事務における支援措置制度に基づいて、申出者の現住所が加害者に知られることがないよう保護している。具体的事務は、住民票と戸籍の附票の発行保護である。また、福祉部や教育委員会、健康福祉センターなど関係各課と連携を図り、細心の注意を払って対応している。 | 支援措置制度の内容について、より詳し   | 市民課    |

|  | ・医療費通知等発送についての配慮 ・第三者行為(主に交通事故であるが、けんか、暴力も含まれる。による聞き取り調査を実施し、DVが疑われる場合にはパンフレトの配布や相談機関の紹介、関係各課と連携した被害者の個人情報の管理などを実施している・国民健康保険の加入・喪失に関する相談の受付 | 5 | DVの相談機関の情報提供や被害者の個人情報管理の対応など、被害者サイドへの行政サービスが行えた。 |  | 保険年金課 |
|--|--|---|--|--|-------|
|--|--|---|--|--|-------|